

世界史B ハンムラビ法典(抜粋)

(前文) 」

崇高なる天上の神々の王であるアヌム神と天地の主であり天命の主権者であるエンリル神が、エア神の長子であるマルドック=バビロンの都市神=に全人類の運命の決定権を与え、イギギ神=下級の神々=等の承認を得てマルドックを偉大な神として、バビロンをその崇高な名で呼び世界の只中にバビロン市の主権を最高のものとして確立した。

この時にあたり名声赫々とした大公であり、神々を敬う私ハンムラビに正義を国の中に輝かしめるため、悪者とずるい者を無くす為、国に正義をもたらし、邪悪な者、不正をおこなう者を滅ぼし、太陽のように人々の上に輝き、あまねく国土を照らし、人々の生活をよくするため、人々の()aを増進させる為にアヌム神とエンリル神は、私ハンムラビに支配権を委ねたもうた。私ハンムランビは牧人であり、エンリル神に天命を受けたもの、(中略)イシュタル女神に愛されるものである。・私ハンムラビ国王は法律と正義を、以下のように()b語で規定することによって人々の(a)を増進させた。

裁判

- もし人が、人に罪を負わせて殺人行為の責任を彼に負わせたのに、彼に確証しなかった時は、彼に罪を負わせた者は殺される。
- もし人が訴訟に於いて犯罪証言の為に出席し、言った言葉を確証できない時は、もしその訴訟が生命の訴訟の時は、人は殺される。
- もし()cが判決・裁決を下し、捺印証書を作成し、その後に彼の判決を変更した時は、変更を確証した後、その訴訟での請求額の1 2倍とし、かつ彼を会合に於いても(c)という栄誉ある椅子から追放し、決して元に戻ることも他の(c)と共に訴訟に加わることもない。

盗人

- もし人が、神または官廷の物を盗んだ時は殺される。また盗品を彼の手より受け取った者も殺される。
- もし人が、銀・金、奴隷・女奴、牛・羊・ロバ、あるいはいかなる物でも、自由人あるいは人の奴隷の手より証人と書面の契約なくして買い、あるいはまた寄託に受け取った時は、その者は盗人であり、殺される。

奴隷

- もし人が宮廷の奴隷・女奴・臣民の奴隷・女奴について、市の門を立ち去らせた時は殺される。
- もし奴隷が彼の捕らえ人の手から逃げ去った時はその者は奴隷の主に対し、神のもとに誓って放免される。

強盗

- もし人が強盗を働いて取り押さえられた時は、その者は殺される。

従軍

- もし兵士・捕手が、王の出征に従軍を命じられたものが従軍せず、あるいは賃金労働者を雇って彼の代理人を使わせた場合は、兵士・捕手であっても殺され、彼に賃借されたものは、彼の家を取る。
- もし兵士・捕手が、王の武装勤務中に()dとなった者がいて、彼の原と園を他人に与え、もし彼が帰還した時は、彼の原と園を彼に返して彼が正しく赴く。

耕作

- もし人に利息債務があり、彼の原に気候神アダットが氾濫し、あるいは()eが襲い、あるいは水が無いため穀物が出来なかった時は、その年度分は穀物を彼の利息債務の主に戻さず、彼の証書を変更し、加算しない。

借家

- もし・借家人1年分の全家賃を家の主に与えるのにあたり、家の主が借家人に彼の借家日数が満了しない内に移転を申し渡した時は、家の主は、借家人が彼に与えた銀を失う。

商人

- もし商人が、穀物を利息債務の為に与えた時は、穀物1クールに付き6 0クーの利息を取る。もし銀を利息債務の為に与える時は、銀1シクルに付き1／6シクルと6シェの利息を取る。
- もし人が、穀物または銀を商人より借りて、返済できる穀物または銀が無いが、動産は有る時は、彼の手の有るものを証人の前に運び、商人に与える。商人は決して拒まずに受け取る。

酒

- もし居酒屋の女が、酒の代償に穀物を受取らずに大きな秤石で銀を受取り、又は穀物の分量に対する酒の分量を少

なくした時は、その女に確証して、その女を水に投げる。

- もし居酒屋の女がいて、犯罪人達はその女の家の中に集合したのに、犯罪人達を取り押さえず、宮廷に連れて行かない時は、その居酒屋の女は殺される。

債権

- もし人が人の上に穀物または銀の債権を持っており、穀物の主の同意が無いのに穀倉または貯蔵所より穀物を取った時は、そのことについて彼に確証し、債権者は取りたる全穀物を返し、かつ如何なる物でも得た物は全て失う。

人質

- もし人を責任が捕らえて、妻、息子、娘を銀の為に売却し、あるいは質にした時は、3年彼らの買主または彼らの占有主の家にて彼に奉公し、第4年には、彼らの()fが行われる。

貞操・結婚・相続

- もし人が捕虜となって、彼の家の中に食べることが出来るものが無い時は、彼の妻は他人の家に立ち入る。その女は決して責は無い。
- もし人が捕虜となって、彼の家の中に食べることが出来るものが無い時は、彼の帰還前に、彼の妻が他人の家に立ち入って子供を産み、その後彼の女の夫が帰還して町に到達した時は、彼の女は前配偶者に帰り、()gは彼の父の方に赴く。
- もし人が妻を娶って、ラーム病が彼の女を捕らえ、他の女を娶ろうとする時は、娶る。しかし、ラーム病の彼の妻は決して離別することは無い。その女は彼が建てた家に止宿して、生存する間は夫は彼の女を引き取る。
- もし人が妻を娶って子を彼に産み、その女が死亡後に他の女を娶って子を産んだ時は、父が死亡した後は子は母別には決して分割することなく、彼らの母達の嫁資(かし)は各々取り、父の家の財産は()hに分割する。
- もし人が彼の子を追い出そうとして裁判官達に「私の子を追い出します」と言った時は、裁判官達はその事情を審査し、もし子が相続人の地位より追い出すのがよい重大な()iが無い時は、父は彼の子を相続人の地位より決して追い出すことがない。

- もし人が、配偶者が子を彼に産み、彼の女奴も子を彼に産んで、父の存命中、女奴が彼に産んだ子に「お前達は私の子である」と言い、配偶者の子に彼らを算入した時は、父の死亡後父の財産から配偶者の子と女奴の子は()jに分割し、相続人である配偶者の子は分前の中からまず選択して取る。
- もし人が、年少者を彼の名の下に子の地位に収養して彼を成長させた時は、その養子は決して取り戻しを請求されることは無い。
- もし人が、年少者を子の地位に収養して、彼を収養したその時、彼の父または彼の母を探し求めた時は、その養子は彼の父の家に帰る。

争議

- もし子が彼の父を打った時は、彼の手を切り取る。
- アヴィール(自由民)の眼を潰した時は彼の眼を潰す。
- ワルドゥム(奴隷)の眼を潰し、あるいは骨を折った時は、その価格の半額を支払う。
- アヴィール(自由民)が彼と同格の人の歯を落とした時は彼の歯を落とす。
- ムシュケヌム(半自由民)の歯を落とした時は、銀1／3マナーを支払う。

(後文)

国土に繁栄をもたらし、家庭での安全を保障し、かき乱す者を許さず、王（ハンムラビ）の保護のもとで、平和に暮らす住民を慈しみ、強者が()kを虐げないように、寡婦や()lを守るため、正義を国土に示し、論争を収め、すべての負傷者を癒すために、これらの貴重な言葉を石の記念碑に記載させた。

虐げられた者は、記載された碑文を読み、碑文の内容によって訴訟の見通しや法を彼らに見出させることによって、彼らの心を安心させる。「ハンムラビこそ、人民の福祉を、人民の為に、永遠に確立することによって、バビロニア国に()mを得させる」と高らかに声に出して祈るがよい。

ハンムラビ法典は紀元前1700年ころ制定され、1901年スサでフランスの調査団により発見された。玄武岩の碑に(b)語で記載され、282の条文からなる。シュメール法の集大成であり、「身分法」・「同害復讐法」という性格もあるが、処罰すべき罪と罰を明示する罪刑法定主義と弱者の権利擁護という側面も読み取れる。パリの()n美術館所蔵